

「表紙共 13枚」

令和3年10月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和3年11月8日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主幹 田中さおり 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

10月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地の公売にかかる買受適格証明（農地法第3条）発行の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について

第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第8号 11月調査委員の選任について

6 その他

(1) 農業者年金加入推進強化月間について

(2) 11月現地調査

日時 11月25日（木）午前9時～

※ 調査委員

(3) 11月調査委員会

日 時 11月30日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 11月定例総会

日 時 12月8日(水) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

11月18日(木) 農業振興地域整備促進協議会(会長・伊藤委員)

11月22日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

11月30日(火) 鳥獣被害対策研修会

午前10時30分～ パトリア日田 小ホール

(6) その他 ・「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日

<p>事務局長 (渡邊城二)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。久しぶりの雨模様でございます。</p> <p>11月3日の日、文化の日に、大分県表彰で、ここにおられる農業委員の飯田さんの会社でございます株式会社栄ライスサポートが受賞されております。誠におめでとうございました。また、11月3日にパトリアで行なわれました市政功労者で、前の農業委員の方が2名受賞されました。1人がこの前まで農業委員でございました梶伸廣委員でございます。それと、もう1人は月出町の阿部康夫さんの2名でございます。農業委員から2名も出ましたので、本当にうれしく思った次第でございます。</p> <p>また、前回の農業会議におきまして、国の閣議決定した分がございます。令和3年6月18日に規制改革実施計画が閣議決定されました。その内容というのは、違反転用に関する規制改革でございます。内容を読みますと、農林水産省は違反転用の発生防止および適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行うそうです。特に、追認許可の発生要因や判断主体、判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査をするということでございます。当日田市農業委員会には、まだ来ていないと思いますが、今から先、始末書での処理、追認するという事について、非常に厳粛に受け止めていきたいと思っておりますので、委員の方々も肝に銘じて違反転用がないような状況を作っていただけるように指導のほうをお願いしたいと思っております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、5番、左原三枝子委員、15番、美野英俊委員にお願いしたいと思います。</p> <p>議案訂正でございます。事務局、議案訂正ございますか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局でございます。議案訂正はございません。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>それでは、議案の審議のほうに入っていきたいと思います。今回の調査委員は、12番、川津清則委員、14番、中島浩司委員、17番、原田文利委員でございます。調査委員長は17番の原田文利委員でございます。</p> <p>それでは、原田委員、調査員として一言お願いいたします。</p> <p>こんにちは。今月の調査委員であります原田でございます。10月の26日の日に、川津委員、中島委員と、事務局で現地の方を回りました。申請件数が多くて筆数も多かったのですけれども、日も暮れるのも早くなったという状況の中で、調査も日没までかかったというところでございます。今日は審議の方よろしくお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>通常でしたら、第1号議案からするのですが、今ちょっと担当の櫻木さんが接客中でございますので、6ページの議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の件から始めたいと思います。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案6ページ、議案第3号、農地法第4条についてです。今月は3件申請がありました。</p> <p>番号20、大山町東大山〇で、地目は台帳が畑、現況が畑と山林、面積が合計で3,177㎡の第2種農地です。申請人は日田市大山町の〇さんです。既に植林されているが許可を得ておらず、また追加で植林するため申請するものです。場所が近くに〇さん、あと、〇さんがございまして、赤く丸をしているところがございます。航空写真で見るとこのようになっております。画面右側、写真でもわかりますが若干木が植わっているのが見えると思います。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。画面の左側、点線になっているところ、ここはもう既に植林されておりますので、追認という形で始末書を徴取いたします。残りの部分、ここについては新たに植林するという計画で承っております。</p> <p>次に、番号21、中津江村栃野〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が206㎡の第2種農地です。申請人は日田市中津江村の〇さんです。駐車場として利用するための申請です。場所は〇さんのすぐ隣接した赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでいるところが申請地です。字図はこのようになっております。こちらが現況の写真です。</p> <p>最後に番号22、大字東有田〇で、地目は台帳が田、現況が宅地で、面積が598㎡の第2種農地です。申請人は日田市上諸留町の〇さんです。既に駐車場として利用しており、許可を受けていなかったため申請するものです。場所は近くに〇がございまして、その敷地の一部になります。赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このように、くの字型といいますか、こういった形をしております。この隣接する川が、平成24年の水害の際に増水したりして、農地としては使えない状況になりました。その後に駐車場になったというような流れがあるそうです。字図はこのようになっております。現況の写真はこのようになっております。手前部分に砂利</p>

<p>調査委員 (原田文利)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>があります。この部分が駐車場として使われておりますし、奥、点線になっているところ、ここからさらに奥も一筆の中に入っております。このようになっておまして、航空写真等と照らし合わせてみますと、一部店舗も入っているように見受けられます。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>3件ありますけども、追認がそのうち2件ということで、我々見た中ではしょうがないかな、という思いであったところがございます。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。お配りしております資料のうち、資料No. 1、こちらの4ページからが農地法第4条についてでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。該当しないことを確認出来ております。私から以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、2件が始末書で追認ということでございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>なければですね、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、8ページでございます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案8ページ、議案第4号、農地法第5条についてです。今月はこちらも3件申請がございました。</p> <p>まず、番号60、天瀬町本城〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が770㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さん。譲受人が同じく日田市天瀬町の〇さんです。申請地を譲り受け、植林したいとのことでの申請です。申請地は玖珠町との境のところにありまして、玖珠川の支流、山浦川、春日小学校が近くにあります。そこから少し離れた赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらも画面右側のほうですが、木が既に植わっているように見えますが、現地を見ますと、ちょうど土地の境目あたりにある木でなかろうか、境木でなかろうかというところで、特にこちらは始末書などいただく予定はございません。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。先ほどの木が写っているのがこの点線になっているところ、この辺りだと思われま。</p> <p>続いて番号61です。天瀬町湯山〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が995㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は九重町の〇さんです。申請地を譲り受け、太陽光発電施設として利用したいとのことでの申請です。議案書の〇さんについては、ご職業のところに〇としておりますが、法人の登記簿や定款を見ますと、発電事業やいわゆる売電事業も記載されておりました。場所のご説明です。〇がこちらにございまして、少し下ってきた赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。</p> <p>続いて番号62、大字庄手〇と864-1、地目は台帳、現況ともに全て田で、面積が合計で960㎡の第3種農地です。こちらは貸し借りとなっております、貸人が日田市南友田町の〇さん、借人が日田市南友田町の〇さん</p>

<p>調査委員 (原田文利)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>です。申請地を借り受け賃貸用共同住宅として利用したいとのことでの申請です。場所が○さんや○さんがございまして、少し離れた赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。中央の黄色い台形のような形ですね、こちらが申請地です。現況の写真はこのようになっております。それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい、我々が見た中では問題ないと思いました。</p> <p>ありがとうございます。続いてチェックシートについてです。チェックシートは6ページ、7ページが第5条についてです。全ての項目、該当しないことが許可の条件ですが、該当しないことを確認出来ております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題がないというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言をいただきます。ございませんか。なければこの件につきまして別紙チェックシートのおお、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>3条の担当の櫻木さんがもう少し時間がかかるそうなので、議案第5号を先にいきたいと思います。</p> <p>10ページでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規2件、再設定4件、解除条件付1件、中間管理事業一括方式7件、解約4件でございま</p>
---	--

	<p>す。その中に、議事参与でございます、〇がでございますので、〇委員はちょっと退室のほうをお願いいたします。</p> <p>(〇委員 退席)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>それでは、No.〇、〇の件でございます。この件については、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>(〇委員 着席)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>それでは、残りの件につきまして委員のエリアにおきまして、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。ございませんか。なければ、承認したいと思います。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>それでは、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったら、ご承認いただけませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。承認したいと思います。</p> <p>それでは、20ページの議案第6号、日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、8件でございます。内訳は、除外7件、編入1件でございます。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。それでは、議案20ページ、議案第6号、日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてです。こちらは農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際は、農業委員会の意見を聞くものとして定められており、日田市長から、担当は農業振興課でございますが、意見を求められております。今回は除外が7件、編入が1件の合計8件です。まず除外からご説明いたします。</p> <p>番号1、大字夜明〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が264㎡です。申請人は日田市亀山町の〇さんです。宅地として利用したいとのことでの申請です。場所のご説明をします。画面、上向きに行くと大鶴がございまして、下向きに行くと夜明に行くというような位置関係でございます。数か月前、転用の申請があったりした小鶴公民館が画面中央にありまして、申請地は赤く丸をしているところ、こういった位置関係になっております。こちらが航空写真です。この写真が少し古いものですので、赤く印をしている所が申請地ですが、このあたりでも川だったり、川の周辺隣接した道だったりというところになっておりますので、若干様子は違う所になっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。画面の左側が川になっておりまして、災害復旧だったり、川の拡幅、そういった工事がされている状況でございます。</p> <p>続いて、番号2、中津江村栃野〇と〇、地目は台帳が田、現況が原野、面積が849㎡と1,328㎡です。現況が原野となっておりますのは、9月8日付で非農地証明書を発行しておりますので、それに準じて原野としております。申請人は日田市中津江村の〇さんです。山林として管理したいとのことでの申請です。申請地は近くに津江小中学校や、中津村民ホールがありまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのような形になっている2筆でございます。こちらが字図です。まず画面右側の〇の現地の写真がこのようになっています。もう一つ〇の現況の写真がこのようになっています。</p>

続いて、番号3です。大山町西大山○、地目は台帳、現況ともに畑、面積が21㎡です。申請人が東京都の○さんです。隣接の家に庭および家庭菜園として贈与したいため申請するものです。場所は近くに○や○さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、少し見づらいかもしいないですが、赤く印をしている土地になります。こちらが字図です。現況の写真はこんなふうになっております。

続いて、番号4、大山町西大山○、地目は台帳、現況ともに畑、面積が874㎡です。申請人は先ほどと同じ東京都の○さんです。隣接する○に駐車場として貸し付けたいとのことでの申請です。場所は先ほどと近いところでございます。○さんのすぐ裏に位置する土地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。

続いて、番号5、大字求来里○で、地目は台帳、現況ともに畑、面積が1,594㎡です。申請人が日田市大字求来里の○さんです。○の運動場として譲り渡したいとのことでの申請です。近くには○さんがございまして、そのすぐ裏手の土地でございます。航空写真で見るとこのような形になっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。一面、芝生だったりが生えておりまして、畑と言えるかなという判断をしております。

続いて、番号6、大山町西大山○と○、地目は台帳、現況ともに田、面積が1,398㎡と1,927㎡です。申請人が日田市大山町の○さんです。自社の資材置場として利用したいとのことでの申請です。場所は片瀬古集落センターがございまして、すぐ隣接した赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。奥に見えるところが○です。今、私がこの写真を撮っている所から、そのまま後ろに振り向いたところが○、続きの部分が入っております。こういった状況になっております。

続いて、番号7、天瀬町塚田○と○、地目は台帳、現況ともに牧場で、面積が1,935㎡と115,191㎡です。申請人は日田市大字高瀬の○さんです。馬の訓練場として利用したいとのことでの申請です。地目が牧場ということもありまして、用途変更でできないだろうかということで農業振興課のほうで県と協議をしていたそうですが、除外のほうが良いのではというところで除外ということでの申請になっているものです。場所は近くに目印となる建物等なくてわかりにくいかと思いますが、ファームロード沿いに画面下側に行くと小国に行く方で、上

	<p>側に行くと日田に行くという所です。日田から30分ほどの所にございます。航空写真で見るとこのようになっております。大部分が○のほうです。ここの部分の四角くなっている所、こちらが○でございます。こちらが字図です。まず、この四角くなっているところの現況の写真○がこちらでございます。農業用の資材などを入れるための倉庫であったというふうに伺っております。○がこういった状況だったり、こういったふうになっております。</p> <p>続いて、編入についてでございます。番号8、大山町東大山○、地目は台帳が山林、現況が樹園地で面積が4,694 m²です。申請人は日田市大山町の○さんです。改植事業に伴う補助金申請のための申請ということですが、○がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図で現況はこのような形で樹園地として使われております。</p> <p>それでは、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思ひます。お願いします。</p> <p>夜明の森山です。1番の夜明の古屋敷の件ですけど、除外に問題はないと思ひます。隣接の影響はないということで、除外をお願いします。</p> <p>中津江の石川です。2番につきましては除外で問題ないと思ひますので、よろしくお願いします。</p> <p>西大山の河津です。3番、4番、6番の件ですが、私が見る限り問題はないと思ひます。よろしく申し上げます。</p> <p>三芳担当の福井です。5番につきましても問題ないというふうに思っております。</p> <p>五馬担当の音成です。現況がこのままで別に支障ないので結構でございます。</p>
<p>推進委員 (森山周次)</p>	
<p>推進委員 (石川元和)</p>	
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	
<p>推進委員 (福井龍太郎)</p>	
<p>推進委員 (音成博文)</p>	

<p>推進委員 (矢羽田市夫)</p>	<p>東大山の矢羽田です。8番の件ですけど、梅の改植事業で周りの土地も改植者のもので問題はないと思います。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、今、委員の方々に発表していただきましたが、よろしいでしょうか。</p>
<p></p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p></p>	<p>続きまして、1番最後になってしまいましたけど、1ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件。8件でございます。事務局、説明のほうをお願いします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>議案のほう、前後しまして大変申し訳ございません。私のほうから農地法3条の申請分について説明いたします。議案の1ページに戻りまして、3条の申請は今月8件上がっております。</p>
<p></p>	<p>まず、65番から説明いたします。大字有田の〇と〇、譲渡人が尾当町の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、買主は同じく尾当町の〇さんで、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は尾当町公民館などがある集落の少し西側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p>
<p></p>	<p>次が66番、夜明の〇で、譲渡人が福岡県にお住まいの〇さん、高齢により管理が出来ないため譲り渡したいということで、申請人の近所にお住まいの〇さんが譲り受けたいということです。場所は杷木山の梨畑が広がっ</p>

ている一角になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次が、2ページにいきまして67番、天瀬町馬原の○ほか全部で9筆で、譲渡人が大分市にお住まいの○さん、相続により取得したが管理が出来ないために譲り渡したいということです。譲受人は三ノ宮町1丁目にお住まいの○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。こちらの譲渡人さんと譲受人さんは、相続される前の先代の所有者の時代からこの取引の話があったようで、売買というよりも実際は債務の弁済としての所有権移転ということになるようです。場所は馬原の1筆は県道戸畑日田線沿い、旧日田市と天瀬町のちょうど境界のところにあります。求来里の5筆は日田市葬斎場の南東側、そして有田の3筆は西有田郵便局などがある少し西側になります。まず、こちらが馬原と求来里の状況、航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが馬原の1筆の字図、こちらが現在の状況、こちらが求来里の5筆あるうち西側2筆の字図と、こちらが現在の状況です。続いて、求来里の東側3筆の字図とこちらが現在の状況です。続きまして、有田の3筆の字図とこちらが現在の状況です。以上9筆で、この中一部の農地はかなり荒れていたことから、譲受人に直接意向を確認したところ、確実に耕作します。荒れている部分については、ご自身が重機などもお持ちで、その重機が入る進入路なども確保されていることから、非農地への判断という選択肢もあったのですが、農地に復旧するという回答を受けております。

続いて、68番、前津江町赤石の○と○、譲渡人が前津江町赤石の○さん、農業の規模を縮小していきたいということで、前津江町柚木にお住まいの○さんが買い受けて規模拡大したいということです。場所は赤石の南側、虫秋の集落の少し西の外れにあります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。こちらが現在の状況です。○の田んぼは3枚で1筆の棚田のような形になっておりまして、こちらが上の1枚、そして、こちらが下側の状況です。

次は議案3ページに行きまして、69番、東有田の○と○、譲渡人が月出町の○さん、高齢により耕作出来なくなったため譲り渡したいということで、同じく月出町の○さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は県道戸畑日田線から藪の不動尊へ向かう道の途中、高速道路の高架を少し過ぎたあたりになります。航空

写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図、北側の1筆とこちらが南側です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、70番、天瀬町馬原の〇と〇、譲渡人は馬原の〇さん、高齢で後継者もおらず管理が出来ないため譲り渡したいということで、譲受人が同じく馬原の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。譲受人の〇さんも同じくかなり高齢ということですが、ご自宅が申請地の隣で負担にならないように栗を植えていきたいということでございます。場所は東溪小学校を玖珠川沿いに少し南に行ったところです。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、4ページに行きまして、71番、上野の〇ほか、全部で8筆となっておりますが、こちらですが、先日、この中の農地にかなり荒れているものがありまして、譲受人に意向を確認したところ、すぐにちゃんと耕作しますという回答が得られずに、一旦取り下げて、また非農地への証明なども含め検討するということになりましたので、全部で8筆あるうちの4筆、上野の〇と〇、それから〇と〇、この荒れている4筆について取下げを行うということになりました。ですので今回は残りの4筆、〇と〇と〇と〇、この4筆についてご説明します。譲渡人は三本松1丁目の〇さんと、熊本市の〇さんの共有となっております、相続したが管理が出来ないため譲り渡したいということで、君迫町にお住まいの〇さんが譲り受けて規模を拡大したいということです。場所は上野浄水場の西側、日田バイパスの北のほうにあります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが東側の1筆です。こちらが現在の状況です。次に真ん中にあります〇の字図と、こちらが現在の状況です。最後に西側にある2筆の字図と、こちらが現在の状況です。

最後に72番、三和の〇、譲渡人が財津町の〇さん、高齢に加え後継者もおらず管理が出来ないため譲り渡したいということで、同じく財津町にお住まいの〇さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は〇や、財津町公民館があるところの裏手の丘の上にあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

以上8件をご説明しましたが、ここで現地調査にご同行いただいた原田委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>はい。我々で見た中でですね、今、事務局説明ありましたように67と71について、一部耕作してなくて荒れたような状態があったわけですが、譲受人の意向も確認しながら判断する中で、問題にならないだろうとしたところでは。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございます。次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をごらんください。3条については、今月は1ページと2ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査と現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、なかったらこの件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>次に、議案第2号を審議したいと思います。5ページでございます。農地の公売に係る買受適格証明、農地法第3条の発行の件でございます。1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>農地の公売に係る農地法3条の買受適格証明発行の件について、1件上がっております。これは抵当権を実行したり、税の滞納だったり、裁判所や税務署などが公売を行う際に、対象地が農地であればこの買受適格証明というのを持って参加する必要があります。こういう案件に関しては、この総会の議決後にこの適格証明というものを発行し、もし、この方が落札出来た場合は、次は総会の議決を得ることなく3条許可書を発行するという流れになります。ですので、この証明の発行については、もう実質3条許可を出すことと同じ基準で審査をすることになります。場所ですが上野の○と○の2筆、申請人は対象地の隣の家にお住まいの○さんです。場所は先ほど3条の案件でもありました、上野浄水場の近くにあった一角と同じところにあります。航空写真で見ますとこのようになっておまして、こちらが字図、現在の状況がこのようになっております。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。ご同行いただいた原田委員にご意見をお伺いしたいので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>調査委員 (原田文利)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>我々が現地を見た限りでは問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございます。続いて、こちらもチェックシートがございます。資料No.1の3ページになります。このチェックシートの内容も3条許可の案件と全く同じですが、いずれの項目についても該当しないことを確認しております。事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。木藪委員どうぞ。</p>

<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>すいません、ちょっとお尋ねです。この任意競売に係る適格証明ですね、これは複数の申請者があった場合はどういうふうな対応をされてますか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>複数あった場合はそれぞれやはり議案として上げる形になります。今回は1件今出ておりますが、入札が12月10日からとなっておりますので、仮に今日にでもまた別の方がこの適格証明をとということであれば、来月の総会にまたかかる可能性はあるということになります。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>複数でもOKということですね。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>もう競売という形になるんですね、これは複数の可能性はあるということです。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>木薮委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>推進委員 (木薮一敏)</p>	<p>はい、結構です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>第2号議案、農地の公売にかかる買受適格証明書、農地法第3条の発行の件でございます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。終了でございますが、調査委員長の原田委員、一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>はい。今回、見る中で相続したが、農業を継続出来ないというところで、上がった案件があったわけですが、もう、こういった中で、農業後継者がいない中での荒廃農地が増えているというところ、つくづく感じたところ。こういったところについては早急に我々の役目でありませうけども、手を打っていく必要があるかなと感じたところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、21ページですね、議案第7号、現況証明書、非農地証明書の発行について、3件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>では、議案21ページ、議案第7号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は3件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号39、大字三和〇、ほか1筆で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が合計で1,445㎡です。申請人は大分市の〇さんです。申請理由は平成22年6月18日に貸店舗用地として農地法5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所の説明をいたします。〇さんがありまして、その〇さんの駐車場用地の一部が今回の申請地となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、こちらが大字三和〇でこちらが西有田〇です。現況は、許可どおり駐車場、貸店舗用地等の一部として使われております。</p> <p>続きまして、番号40、大字小迫〇ほか2筆で、地目は台帳が畑、現況は〇が雑種地、ほか2筆は山林、面積が合計で1,057㎡です。申請人は日田市玉川3丁目の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所の説明をいたします。近くに小迫町公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となっております。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真となっております。</p>

	<p>て、雑草や竹が生育しており、また、梅の木が植えられていますが、現在は枯れているような状況です。こちらが○の現況の写真となっております、こちらは、周りが山林に囲まれており陽当たりが悪いため、農地に復元しても農地として継続が出来ないと見込まれる場所となっております。こちらが○の現況の写真となっております。雑草や竹が生育しており、また、こちらも周りが山林に囲まれており、陽当たりが悪いため農地に復元しても継続出来ないと見込まれる場所となっております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、番号41、大字羽田○、○で、台帳の地目は○が田、○が畑、現況はどちらも山林で面積が合計で1,373㎡です。申請人は日田市羽田町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所の説明をいたします。近くに○さんがありまして、○さんの近くに丸で囲っているところが○、西側のほうで赤く丸で囲っているところが○です。こちらが○の航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが○の現況の写真となっております、現在は杉が植林されております、こちらが平成13年の航空写真で確認しましたら、既に植林されていることが確認出来ましたので、植林してから20年以上は経過していますので、要件を満たしていることとなります。こちらが○の航空写真となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在はクヌギが植林されております、こちらで平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林されていることが確認出来ましたので、植林してから20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員からご意見をいただこうかと思っております。</p> <p>推進委員 (諫山文彦)</p> <p>農地委員の諫山です。39番です。○の敷地内で、申請どおり店舗用地として使われているので問題ないと思われまます。</p> <p>推進委員 (平川静雄)</p> <p>朝日地区の平川です。先月の5日に現地確認に行きまして、今、事務局が言ったとおり、周りが山林に囲まれて陽当たりも悪いところです。</p>
--	--

<p>推進委員 (大谷定治)</p>	<p>東有田の大谷です。41番、もう長年森林の様相をされています。問題ないとも考えております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>ありがとうございました。番号39の西有田〇については、西有田地区担当の中嶋ひとみ委員から、現地確認の際、問題ない旨承っています。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。議案第7号、現況証明につきまして、何かご質問のある方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、議案第7号、現況証明書、非農地証明書の発行については、発行することにいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、23ページ、議案第8号、11月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私のほうからご指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、11月の調査委員の選任をいたします。8番、飯田隆委員、11番、河津裕治委員、18番、財津政美委員の3名でございます。よろしくお願いいたします。</p>

続きまして、6番、その他です。事務局、説明をお願いします。

6番 その他

(1) 農業者年金加入推進強化月間について

(2) 11月現地調査

日 時 11月25日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 11月調査委員会

日 時 11月30日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 11月定例総会

日 時 12月8日(水) 午後2時～ 会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

11月18日(木) 農業振興地域整備促進協議会(会長・伊藤委員)

11月22日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

11月30日(火) 鳥獣被害対策研修会

(6) その他 ・「10月分農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年12月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 1 5 番